

難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の難聴者や中途失聴者又はその家族に対して、手話を含むコミュニケーション手段を学ぶ学習会を開催するための経費を助成することにより、難聴者等がコミュニケーション手段を習得し、社会参加を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う参加料その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月30日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県の返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成30年7月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

2 平成30年度における交付申請は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
難聴者、中途失聴者又はその家族が手話を含むコミュニケーション手段を習得するための学習会を開催する事業	県内に活動拠点を有する団体	10 / 10	425千円	報償費（講師等謝金）、旅費（講師等旅費）、需用費（テキスト代、チラシ代）、使用料及び賃借料（施設借り上げの場合）

※1回当たりの開催費用の上限は40千円程度とする。

※難聴者等の対象者が5名程度以上参加する学習会に対し助成する。

※補助対象経費として、学習会の開催を行う団体（事務局等）の人件費等は対象外とする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業計画（報告）書

団体の概要

事業の目的・効果			
実施場所			
実施体制			
事業の概要 ※参加者数、学習会で行った内容を記載			
参加費の有無	有（ 円）・ 無		
他の補助金の活用の有無	有・無	補助金名	
事業内容		当該補助金にかか る問 い合 わせ 先	

（注）1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度難聴者等向難聴者向けコミュニケーション学習会開催事業収支予算（決算）書

収 入 (単位：円)

項目	本年度予算額 (本年度決算額)	備考
合計		

支 出 (単位：円)

項目	本年度予算額 (本年度決算額)	備考
合計		

消費税 の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 消費税法に規定する「事業者」である (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者) 消費税法に規定する「事業者」ではない 	
	<table border="1"> <tr> <td>一般課税 事業者の 場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費から仕入控除税額をすべて除いている 補助対象経費から仕入控除税額を一部除いている 補助対象経費から仕入控除税額を除いていない（仕入控除税額が不明） </td> </tr> </table>	一般課税 事業者の 場合
一般課税 事業者の 場合	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費から仕入控除税額をすべて除いている 補助対象経費から仕入控除税額を一部除いている 補助対象経費から仕入控除税額を除いていない（仕入控除税額が不明） 	

(注) 消費税の取扱いについて、該当するものに○をしてください。

一般課税事業者の場合であって、補助対象経費から仕入控除税額のすべて又は一部を除いている場合は、当該仕入控除税額を明らかにした書類（任意様式）を添付してください。

(決算書に係る添付書類)

- ・ 本補助事業に係る決算額の内訳が分かる領収書等証拠書類の写し

様

職 氏 名 印

年度難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の実績額を控除した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住 所
氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知があつた難聴者等向け
コミュニケーション学習会開催事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、難聴者等向け
コミュニケーション学習会開催事業費補助金交付要綱（平成30年7月26日付第20180008
2626号鳥取県福祉保健部長通知）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の額の確定額	金	円
2 額の確定時に既に補助対象経費から除かれている仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円